

大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領

〔平成12年6月27日〕
〔告示第477号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市が発注する建設工事等（建設工事の請負に係る当該工事及び測量、地質調査その他の建設工事に関する委託（建設工事に伴う補償に係る委託を含む。）に係る業務をいう。以下同じ。）の契約に係る業務の適正な執行を図るため指名競争入札の参加者の資格を有する者に対する指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 大分市長（以下「市長」という。）は、有資格業者（大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）及び大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号）の規定により指名競争入札に参加する資格があると認定された者をいう。以下同じ。）が別表第1から別表第4までに掲げる要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、情状に応じてそれぞれ別表第1から別表第4までに定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、別表第3に掲げる要件を事由として前項の規定により指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

3 市長が第1項の規定により指名停止を行ったときは、指名担当者（大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第38条第1項の規定により指名競争入札に参加する入札者を指名する者をいう。）は、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

4 市長が第1項の規定により指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人（同項に規定する元請負人をいう。）の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、共同企業体（大分市建設工事等に係る共同企業体の競争入札参加資格等に

関する取扱要綱（平成17年大分市告示第1087号）第1条に規定する共同企業体をいう。以下同じ。）が措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じてそれぞれ別表第1から別表第4までに定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員について指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止を行った有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前条第2項から第4項までの規定は、前3項に規定する下請負人及び共同企業体に関する指名停止について準用する。

（指名停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が1の事案により措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第1から別表第4までに定める短期の2倍（当初指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1）措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再び措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

（2）別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、再び同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1から別表第4まで、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1から別表第4まで及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があきらかとなったときは、別表第1から別表第4まで、前各項及び次条各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表第1から別表第4までに定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に反する行為その他の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）は、当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 大分市の職員が、談合（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の情報を入手し、又は談合があると疑うに足りる事実を入手した場合であって、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4号又は第6号の規定に該当したときは、これらの規定に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4号から第7号までの規定に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、これらの規定に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号又は第5号の規定に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）は、これらの規定に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合であって、当該関与行為について別表第2第4号又は第5号の規定に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）は、これらの規定に定める短期に1月

を加算した期間

- (5) 大分市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合であって、当該職員の容疑について別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、これらの規定に定める短期に1月を加算した期間

（不正又は不誠実な行為に対する指名停止期間の特例）

第6条 前2条の規定にかかわらず、市長は、第2条第1項の規定により別表第2第10号又は第11号に定める指名停止を行う場合において、当該指名停止に係る事案と同一の事案について大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）別表第2第4号、第6号又は第7号に基づく指名停止措置を受けるときは、当該措置の期間と同一の期間を指名停止の期間とするものとする。

（指名停止の通知）

第7条 市長は、第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第1号）により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（様式第2号）により、同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第3号）により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が大分市の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 契約担当者（大分市契約事務規則第2条第2号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、次項に規定する場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

- 2 契約担当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までの規定に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る建設

工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(関係団体への指名停止の通知)

第10条 市長は、必要に応じ、第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定により指名停止を行ったときは指名停止関係団体通知書(様式第4号)により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更関係団体通知書(様式第5号)により、同条の第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除関係団体通知書(様式第6号)により、関係団体(県、市町村(大分市を除く。))等をいう。)に通知するものとする。

(指名停止の公表)

第11条 市長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定に基づき指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由を公表するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の規定により行った指名停止等で、この告示の施行の際現に効力を有するものについては、この告示の施行の日以後においても、なお従前の例による。

3 この告示の施行前にした行為に対する指名停止等の措置の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2第8号及び第9号の規定は、この告示の施行の日以後にした行為について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2第5号、第6号及び第7号の規定は、この告示の施行の日以後にした行為について適用する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2号及び第3号の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）の施行の日以後にした行為について適用する。

3 改正前の大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領の規定により行った指名停止等で、この告示の施行の際現に効力を有するものについては、この告示の施行の日以後においても、なお従前の例による。

4 この告示の施行前にした行為に対する指名停止等の措置の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領の規定により行った指名停止等で、この告示の施行の際現に効力を有するものについては、この告示の施行の日以後においても、なお従前の例による。

3 この告示の施行前にした行為に対する指名停止等の措置の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領の規定により行った指名停止等で、この告示の施行の際現に効力を有するものについては、この告示の施行の日以後においても、なお従前の例による。

3 この告示の施行前にした行為に対する指名停止等の措置の適用については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領の規定により行った指名停止等で、この告示の施行の際現に効力を有するものについては、この告示の施行の日以後においても、なお従前の例による。

3 この告示の施行前にした行為に対する指名停止等の措置の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に犯した禁固以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑を宣告された者は、改正後の別表第2の規定の適用については、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑を宣告された者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領の規定により行った指名停止等で、この告示の施行の際現に効力を有するものについては、この告示の施行の日以後においても、なお従前の例による。

別表第1 大分市内において生じた事故等に基づく措置基準

要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 大分市の発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>(2) 大分市と締結した契約に係る建設工事等(以下「市発注工事等」という。)の施行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(3) 大分市における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施行に当たり、契約工期内に建設工事等が完成しないなど履行遅滞となったとき、建設工事等の施工管理が不良で再三指摘しても改善されないとき、正当な理由なく監督又は検査を行う者の指示に従わないときその他契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(5) 市発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上8月以内</p>
<p>(6) 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じ</p>	<p>当該認定をした日から1月以上8月以内</p>

要件	期間
<p>させ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた建設工事等関係者事故)</p> <p>(7) 市発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(8) 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上6月以内</p>

別表第2 贈賄、あっせん利得及び不正行為等に基づく措置基準

要件	期間
<p>(贈賄、あっせん利得)</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が大分市の職員に対して行った贈賄又はあっせん利得の疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄又はあっせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄又はあっせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(4) 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は同法第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12月以上24月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から9月以上18月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から12月以上36月以内</p>

要件	期間
<p>(5) 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は同法第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 大分県内における業務に関する違反行為</p> <p>イ ア以外の業務に関する違反行為</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>(6) 市発注工事等に関し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(7) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が次に掲げる者の発注する建設工事等の契約に関して競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号及び次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 県内の他の公共機関</p> <p>イ アに掲げる者以外の者</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>(8) 建設業法の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合は除く。）。</p> <p>(9) 市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から9月以上18月以内</p> <p>当該認定をした日から6月以上12月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から12月以上36月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から9月以上18月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>

要件	期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(10) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）をし、又は業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(11) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

別表第3 暴力団関係者等の排除に関する措置基準

要件	期間
<p>(暴力団関係者)</p> <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>ア 有資格業者が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>イ 有資格業者が暴力団関係者を使用したとき。</p> <p>ウ 有資格業者が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。</p> <p>エ 有資格業者が暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月以上24月以内</p>

要件	期間
<p>(不当介入に係る報告等義務違反)</p> <p>(2) 市発注工事等に関し、暴力団関係者等から不当介入（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条各号に掲げる不当な要求行為又は不当な工事妨害等をいう。）を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上4月以内</p>

別表第4 その他の措置基準

要件	期間
<p>(1) 市発注工事等に関し正当な理由がなく契約を締結せず、又は契約を履行しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

大分市長



指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が ことは、誠に遺憾である。
よって次のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ず
ることのないよう十分注意されたい。

なお、指名停止期間中においては、本市が発注する建設工事等の下請負者となるこ
とはできない。

1 指名停止の期間

2 指名停止の理由

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

大分市長



指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が ことは、誠に遺憾である。
よって次のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ず
ることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。

なお、指名停止期間中においては、本市が発注する建設工事等の下請負者となることはできない。

1 指名停止の期間

2 指名停止の理由

3 改善措置の報告期限 年 月 日

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

大分市長



指名停止期間変更通知書

年 月 日付け第 号をもって貴 〇〇〇〇の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、次のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

なお、指名停止期間中においては、本市が発注する建設工事等の下請負者となることはできない。

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

大分市長



指名停止解除通知書

年 月 日付け第 号をもって貴 〇〇〇〇の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、次のとおり当該指名停止を解除したので通知する。

- 1 解除年月日
- 2 解除の理由

第 号
年 月 日

殿

大分市長



指名停止関係団体通知書

住 所
この度、商号又は名称
代表者氏名

に係る指名停止を次のとおり行ったので、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領第10条の規定により通知します

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由
- 3 当該措置基準

第 号
年 月 日

殿

大分市長



指名停止期間変更関係団体通知書

年 月 日付け第 号をもって

住 所
商号又は名称
代表者氏名

に係る指名停止を行った旨、通知しましたが、この度、次のとおり当該指名停止の期間を変更したので、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領第10条の規定により通知します。

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

大分市長



指名停止解除関係団体通知書

年 月 日付け第 号をもって

住 所
商号又は名称
代表者氏名

に係る指名停止を行った旨、通知しましたが、この度、年 月 日付けで指名停止を解除したので、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領第10条の規定により通知します。